

令和8年度保護観察対象者等就労支援プログラム事業業務委託仕様書

1 事業趣旨

保護観察対象者等を対象に、社会人として備えておくべきビジネス基礎について学ぶ研修のほか、対象者の特性・希望業種など個別ニーズにきめ細かく対応する研修や職場体験等を組み合わせたカリキュラムを提供し、安定的な就労に繋げることにより、協力雇用主の拡大や雇用しやすい環境の整備を図る。

2 名称

令和8年度保護観察対象者等就労支援プログラム事業業務委託

3 業務の委託期間

契約締結日から最長令和9年3月31日までとする。

4 事業内容

保護観察対象者等を期間雇用し、神戸保護観察所等関係機関と連携のうえ、研修と就職活動支援を合わせて実施することで、就職を支援する。

(1) 保護観察対象者等の雇用

保護観察対象者等を1ヶ月間雇用し、座学研修、職場体験と就職活動支援を実施すること。雇用者数は10名とする。なお、保護観察対象者等とは、原則として保護観察対象者、保護観察終了者及び刑務所出所者のことをいう（以下同様）。

(2) 就職支援計画の作成及び実施

1カ月の雇用期間とその後最大3カ月の計最大4カ月間で実施する就職支援計画を作成すること。計画は研修、職場体験と就職活動支援により構成すること。なお、期間、内容は概ね以下のとおり想定しているが、神戸保護観察所等関係機関と連携のうえ、対象者や職場体験受け入れ先企業の希望、状況、適性等に応じて柔軟に対応・実施すること。

研修については、共通科目としてのビジネス基礎研修のほか、個別科目として、対象者本人の能力・特性、希望業種等を踏まえた科目を設定するなど、参加者別にきめ細かな対応を図るカリキュラムを作成すること。

期間		区分		主な内容
1ヶ月間 (雇用期間)	1週間	研修 (主に座学)	共通	社会人としての心構え、就職活動の基礎知識やノウハウなどビジネス基礎に係る内容
			個別	・対象者の能力・特性・希望業種に対応する参加者別の研修科目（例：就労意欲の醸成、希望業種に特化した知識強化、ソーシャルスキルトレーニング） ・能力・適性を踏まえた個別カウンセリング など
	2週目 ～1ヶ月	職場体験（※）		協力雇用主等の県内企業で職場体験 (1週間×3箇所程度を想定しているが、本人や受入先の希望に応じて、期間や箇所数の変更も可)
2ヶ月目以降		就職活動支援		面接演習や対象者との面談等により、本人の適性や希望を踏まえた対象企業の紹介を行い、必要に応じて面接同行等の支援を行う

※職場体験については、直接、生産活動に従事しない範囲で実施すること。

(3) 職場体験受入企業の確保

受入先企業の職種の幅を広げるため、企業向けに説明会を年に1回実施すること。

(4) 就職先企業の確保

対象者の適性や希望に応じた企業を開拓すること。

(5) 対象者と就職先企業とのマッチング

対象者に紹介したマッチング先企業等から面接を受けさせ、就職に結びつけること。

(6) 参加者のフォローアップやプログラム改善

カリキュラムの受講効果を測定する観点から、対象者の様子について、神戸保護観察所から1ヶ月の雇用期間の開始前と終了後にそれぞれ聴き取りを行うこと。

(7) 就職活動の継続支援

可能な限り、4ヶ月経過後も継続支援すること。就職に結びついていない場合は、「若者しごと倶楽部（ジョブカフェひょうご）」等の就職支援機関を紹介等すること。

5 対象経費

事業費は、新規雇用者人件費、事業運営費、職業体験受入企業説明会開催経費、その他経費とする。なお、事業に要する経費の配分の変更を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

(1) 新規雇用者人件費

新規雇用者に係る人件費（賃金、通勤手当、労働保険料）

※賃金は1ヶ月150,000円（消費税別）とする。

(2) 事業運営費

事業運営従業員に係る人件費（賃金、通勤手当、社会保険料、労働保険料）、研修に係る経費（印刷製本費、講師等謝金・旅費、会場使用料、消耗品費 等）

(3) 職業体験受入企業説明会開催経費

企業向け説明会に係る経費（講師等謝金・旅費、会場使用料 等）

(4) その他経費

就労支援等に係る旅費（関係機関分）、対象者の面接に係る旅費

※原則、200,000円（消費税別）以上とすること。

6 その他

- (1) 業務終了後、成果物として速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出しなければならない。
- (2) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (3) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。
- (5) 本業務によって得られた成果は、委託者に帰属するものとする。